

令和7年（ワ）第3286号 オンライン記事掲載差止請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外8名

被告 宮 部 龍 彦

準備書面3

さいたま地方裁判所第2民事部合議B係 御中

令和8年6月10日

被告 宮部 龍彦

第1 法廷は集会所ではない

原告側は先行訴訟以来、毎回のように支援者を動員し、傍聴席を埋めてきた。乙5にも、令和6年6月26日の先行訴訟第2回口頭弁論で、約100人の支援者が駆けつけ、抽選で44人が傍聴し、期日後に報告集会が行われたとある。法廷はもはや、事実と法を議論する場ではなく、原告側の政治的アピールの場である。

法廷は集会場ではない。公民館ですら使用料を払う。それなのに、原告側の政治的パフォーマンスのために裁判所が時間と場所を使わせ続けるなら、事実上の利益供与である。

手続上の根拠が曖昧な「意見陳述」に時間を使うのは筋違いである。訴訟で必要な主張は、準備書面と証拠で記録に残すべきである。よって被告は、以下のとおり主張し原告らには、書面と証拠による反論を求める。

第2 「おそれ」や「不安」は差別者の論理と変わらない

原告らは本期日で、被差別部落の暴露、身元調査への悪用、将来の結婚差別・就職差別への不安、個人原告や家族の恐怖を述べるだろう。全国部落調査裁判以来の繰り返しである。

しかし、それらは何一つ現実になっていない。

本件記録上、個人原告の誰が、いつ、誰から、どんな差別を受けたかは、一行たりとも特定されていない。訴状は法務局、市長、協議会への申入れを並べるが、それは怒りのスタンプラリーであって、判子が増えても差別の証拠は増えない。根拠のない不安で他人の表現を消そうとする発想は、結婚差別や就職差別を正当化する論理と変わらない。本件で原告らが並べる「おそれ」は、陰謀論、デマ、プロパガンダの類である。

むしろ、現に排除されているのは被告である。被告は、川崎市長選挙で、全国部落調査裁判を引き合いに神奈川新聞等から「レイシスト」「差別扇動」と決めつけられ、候補者として異なる扱いをされた。街頭演説では「STOP HATE」のプラカードに囲まれ、「差別主義者」として落選運動の標的にされた。「市長選に出る資格がない」とまで言われた。

これこそ現実の排除である。未発生不安には人格権として寄り添い、現実の排除は人権運動として正当化する。これは本末転倒ではないか。

第3 血税で動員して法廷を占拠する異常

原告埼玉県連は、地域住民や出身者の「代弁者」のように振る舞う。しかし、他人の権利をまとめて自分の名で訴える権限などない。先行判決（乙1）は、同じ原告埼玉県連の任意的訴訟担当を明確に否定した。

にもかかわらず、原告埼玉県連が蒸し返すのは、被告を利用すれば司法により、団体による一身専属ではない永続的な検閲の権利を認めさせられると期待しているからである。これは、司法を利用して民主主義を破壊する試みである。

そして、この運動の原資は何か。公金である。我々の血税である。

部落解放同盟熊谷市協議会は、熊谷市から同和対策振興補助金として、令和5年度に7,531,000円、令和6年度に6,777,000円を受けた。令和5年12月6日の提訴及び支援する会結成集会では20人分、日当2,000円×20人、合計40,000円が計上されている（乙3）。令和6年度も、口頭弁論の日当や支援する会参加案内文の発送費が計上されている（乙4）。

これが本当に「弱者の人権運動」なのだろうか。市民の自主参加ではない。無料の傍聴席の一部が、日当付きの動員席に化けている。公金で人を集め、期日と報告集会をセットにし、法廷を自分たちの政治集会にしているだけではないか。

さらに、深谷市、本庄市、久喜市、吉川市等は、使途不明金やハラスメント等で、原告埼玉県連を含む同和団体との関係を断っている。委員長が埼玉県出身ですらない点も含め、これを地域住民の声と呼ぶのは無理がある。

もはやこれは「部落解放運動」ではない。補助金と動員と訴訟がつながった利権である。

原告埼玉県連は、部落民という看板を首から下げ、被害者を演じて公金を引き出し、部落民のイメージを歪め、社会に摩擦を生んでいる。その自作自演が少しでも批判されれば、待ってましたとばかりに「部落差別だ」と歓喜し、新たな活動の種にする。

原告埼玉県連に地域住民を代表する資格など断じてない。

第4 理由を変え続ける迷走

原告や司法の理屈は、「全国部落調査」事件以来、二転三転し、迷走してきた。「紙とネットは違う」「検索できるから危険だ」「再拡散だから悪質だ」。理屈は毎回変わるが、透けて見える結論は同じである。

「とにかく被告の表現だけは、何が何でも力づくで消せ」。これだけである。

先行訴訟では、個人原告が無関係な部落の記事まで消せる根拠として、「閲覧者が芋づる式に本件各記事を閲覧する誘因も大きい」という。しかし、芋づる式に出てくるのは面識のない個人原告の氏名住所と身の上話と、請求の拡張と、削除ありきの結論を正当化する後付けの屁理屈ではないか。

だが、時代遅れの屁理屈は、AIを含む現代技術の前で破綻し続けている。生成AIは、自治体資料、歴史研究書、原告側団体の資料まで、ネット情報と結び付け、短時間で整理する。その「ネットの危険性」を本気で通すなら、被告の記事だけでなく、公的資料、歴史研究書、行政文書まで、この世から抹消しなければならない。これは歴史に対する犯罪である。

書籍『もう差別はないという人々に 大宮市における部落差別を考える』（乙9）では、原告側団体自身が「三橋地区の部落民は「山本」と「小林」という二つの姓におおよそ2分されます。三橋の山本と名乗ればハハーン、とわかる仕組み」とまで書いている。原告側資料に載る「ハハーン」は人権啓発で、被告が既存資料をたどれば差別だという。こんな話が通るはずがない。これはプライバシー保護ではない。発信者の身分による選別であり、被告に対するむき出しの差別である。

全国部落調査から90年。この先90年もこういったことを続けるつもりなのか。

司法がこの論理破綻を是正せず検閲の片棒を担ぎ続けるなら、部落差別の解消など永久にない。

以上